

件 名	埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程について
提 案 理 由	病院事業管理者の廃止に伴い、病院事業管理者を除いた共同訓令として、埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程を別紙のとおり制定したいので審議願います。
概 要	<p>1 規程の内容</p> <p>(1) 本部の所掌事務</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 特定家畜伝染病の発生に緊急に対処するための総合的な基本方針に関すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 特定家畜伝染病の発生に緊急に対処するための総合的な対策として重点的に実施すべき施策の推進に関すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ その他特定家畜伝染病の発生に緊急に対処するための総合的な対策の推進に関し必要な事項に関すること。</p> <p>(2) 本部長 知事</p> <p>(3) 副本部長 農林部を所管する副知事</p> <p>(4) 本部員</p> <p style="padding-left: 20px;">副知事（農林部を所管する副知事を除く。）、教育長、警察本部長、知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、危機管理防災部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、会計管理者、報道長</p> <p>2 制定理由</p> <p style="padding-left: 20px;">令和3年4月1日付けで、病院事業管理者が廃止されることに伴い、病院事業管理者を除いた共同訓令を制定する。</p> <p>3 施行期日</p> <p style="padding-left: 20px;">令和3年4月1日</p>

（総務課）

埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規程

(設置)

第一条 本県で家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病（次条において「特定家畜伝染病」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な緊急対策を実施するため、埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）第二条の二の規定に基づき、埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 特定家畜伝染病の発生に緊急に対処するための総合的な基本方針に関すること。
- 二 特定家畜伝染病の発生に緊急に対処するための総合的な対策として重点的に実施すべき施策の推進に関すること。
- 三 その他特定家畜伝染病の発生に緊急に対処するための総合的な対策の推進に関し必要な事項に関すること。

(本部長、副本部長及び本部員)

第三条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、知事とする。
- 3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 4 副本部長は、農林部を所管する副知事の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(協力要請)

第四条 本部長は、必要があると認めるときは、別表第二に掲げる者に対し、協力を要請するものとする。

(部会)

第五条 本部長は、特定の事項を処理させるため、本部に、部会を置くことができる。

- 2 部会に、部会長及び部員を置き、本部長が指名する職員をもって充てる。

(活動期間)

第六条 本部長は、総合的な緊急対策を実施する必要があると認めるときに本部を

開設し、その必要がなくなつたと認めるときに本部を閉鎖するものとする。

(庶務担当課)

第七条 本部の庶務は、農林部畜産安全課において処理する。

(その他)

第八条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

別表第一 (第三条関係)

副知事(農林部を所管する副知事を除く。)、教育長、警察本部長、知事室長、企画財政部長、総務部長、県民生活部長、危機管理防災部長、環境部長、福祉部長、保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、会計管理者、報道長

別表第二 (第四条関係)

公営企業管理者、下水道事業管理者、議世事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長